

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	入善町 子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に則り、保育所や幼稚園等に入所(園)する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担額の算定・徴収、給付費の支払、認可外保育施設、預かり保育等を利用する施設等利用給付認定者の管理、給付費の支払を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 ②入所審査 ③利用者負担額の算定 ④給付費の支払</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、団体内統合宛名サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(94の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (未定) (別表第二における情報照会の根拠) (116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	結婚・子育て応援課
②所属長の役職名	結婚・子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉課	結婚・子育て応援課	事後	
平成29年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小堀 勇	結婚・子育て応援課長 清田 和憲	事後	
平成29年4月1日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画調整係	企画財政課企画政策係	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長(の役職名)	結婚・子育て応援課長 清田 和憲	結婚・子育て応援課長	事後	
令和1年6月3日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	I-8 特定個人情報ファイル 取扱いに関する問合せ 連絡先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川 郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川 郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月7日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に則り、保育所や幼稚園等に入所(園)する支給認定者の管理、利用者負担額の算定・徴収、給付費の支払を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①支給認定 ②入所審査 ③利用者負担額の算定 ④給付費の支払</p>	<p>・子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に則り、保育所や幼稚園等に入所(園)する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担額の算定・徴収、給付費の支払、認可外保育施設や預かり保育等を利用する施設等利用給付認定者の管理、給付費の支払を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 ②入所審査 ③利用者負担額の算定 ④給付費の支払</p>	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) (未定)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) (116の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) (未定)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) (116の項)</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	